

新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる 国民健康保険および後期高齢者医療保険の傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が拡大するなか、感染拡大防止のため緊急実施した国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金について報告する。

1 対象者

被用者のうち、感染症に感染した者、または感染が疑われる者

2 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

3 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

4 適用

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間に取得した休暇

（但し、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

5 予算内訳（国民健康保険分）

歳出：27,943千円（@8,714×2/3×13日×370人）

6 申請状況（6月18日現在）

	開始日	問合件数	申請件数	支給決定件数
国民健康保険	4月28日	10	1	0
後期高齢者医療制度	6月1日	1	—	—

7 周知について

区広報紙（6月11日号、7月1日号）、区ホームページ、広域連合ホームページ（後期分のみ）「こんにちは国保です」（国民健康保険料通知書に同封）